

聖籠町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十五年三月二十二日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町条例第十七号

聖籠町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例

聖籠町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例（昭和三十一年聖籠町条例第四十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一を次のように改める。

別表第一 内国旅行の旅費

区分	旅費	
	（一日につき）	（一夜につき）
副議長 議員	四百キロメートル未満	（一日につき）
	四百キロメートル以上	（一夜につき）
	一、四〇〇円	一、二、〇〇〇円

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成二十五年四月一日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の聖籠町議会の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の規定は、施行日以後に出発する旅行から適用し、同日前に出発した旅行については、なお従前の例による。